

託される民俗

——京都五山送り火行事にみる都市—近郊の関係

村 上 忠 喜

はじめに—問題の所在

本稿は、京都五山送り火行事^①を事例に、京都という都市に住まう住人にとつての盆の精霊送りについて、都市—近郊農村の關係に留意しつつ、トレースすることを目的としている。

実はこの小論は、近年、これまでの地道な調査研究とそれに基づき論理や仮説等を相次いで世に問うておられる植木行宣の膨大な仕事の中から、風流踊と精霊供養との關係を考察した一連の論考に觸発されて立論したものである。なかでも、三重県の宮川流域に広くみられるカンコ踊の事例紹介と、それに基づいた氏の解釈には大いに感化された。

宮川流域の各村には、盆の時期に、菅の腰蓑をつけ円筒状の

白毛のシャグマを被るといふでたちで踊るカンコ踊が、精霊踊と「習合」しながら伝承されてきている。「習合」という語彙は、かつて民俗学が頻繁に使用した用語であるが、植木の目線を通したカンコ踊は、至極具体的に「習合」の実態を語ってくれる。

芸能だけでなく、精霊供養が芸能の場に持ち込まれている(芸能が精霊供養の場に持ち込まれている)事例も紹介される。たとえば南伊勢町道方では、「八月十四日が大念仏、翌日十五日がカンコ踊と分けられ、両日とも初精霊のキリコ灯籠を吊り並べ親族が居並ぶ前で行われる。大念仏が初精霊以下を供養する行事で、檀那寺の歴代和尚以下、初精霊、年忌者等を帳付けした巻物が作られ、それを一々読み上げては、鉦・太鼓で念仏一説を唱える。最後が道方の地で横死した人々の供養に当てられ、

卷末の末に「惣中」とある⁽²⁾。その翌日にはカンコ踊りが行われ、踊り場中央での灯笼送りをもつて盆行事の終了となるといった事例などである。

カンコ踊も風流のひとつであるが、これらを含む偏差に満ち満ちた風流という芸能が、何故に全国的な展開を見せているのかを解くことが植木の問題意識であった。氏はその答えを、風流という芸能それ自体ではなく、それを受容した側である地域社会のなかでの位置づけ、言い換えれば芸能の民俗としての側面に求めることが不可欠であるという。確かに、カンコ踊と並列して行われる大念仏などは、カンコ踊受容に伴う地域側の対応のひとつであるといえよう。

ではなぜ、地域社会は風流を受容したのであろうか。この点について植木は、今後の課題としながらも次のような仮説を示し、その証明を後進に託している⁽³⁾。重要と思われる指摘を植木の言葉で示せば、「拍子物にはじまる風流踊の本質は、災厄すなわち疫病や旱魃あるいは虫害などとして顕れる祟る神霊をハヤシて鎮め送ることにあった。祟る神霊は非業に倒れこの世に恨みを残す怨霊たちと考えられ、もつとも身近な新仏はその予備軍(うまく祀らなければ祟る怖れを秘めた鎮まざる存在)であった」そして、「祟りとして発現する災厄は地域社会の問題であり、地域あげての対処が不可欠であった。(中略)初精霊がとく

に丁寧に祀られながら家ごとの供養では完結せず、地域共同体の盆行事となって展開したのはその故である。」というのである。

さて、《盆は先祖や死者の霊を祀る行事であり、そうした霊を家々や村が迎え、祀り、そして送り出すという一連の諸儀礼で構成される。盆の期間に先祖を中心とした死者の霊が彼岸と此岸を往来するという考え方には、仏教以前の靈魂祭祀の思想が基調となっている》⁽⁴⁾というのは民俗学のグランセオリーとでも言うべきもので、柳田民俗学の柱となる思想であることは、今さら繰り返す必要もない。しかしながら、この考え方に対しては、民俗学内部からも再考すべきとの指摘が従前よりあった。

たとえば、伊藤唯真は、盆棚の分析から、本仏・新仏・無縁仏の三つの霊の関係を分析し、「無縁の棚が新仏の棚と違った形式がとられているのは、新仏がいずれは家の霊となって家で祭られていくのに対して、無縁仏は家の霊ではないため新仏と異にする必要があった」と解釈している⁽⁴⁾。また喜多村理子は、盆の祭壇施設の場所等の検討より、「夏のある時期に屋外で何らかの霊を祭っていた民間習俗に、仏教的な先祖と無縁の概念の導入が行われ、前者は屋内へ、後者は屋外へと空間的に区別され、それとともに霊に対する意識も変質していったのではないか」と推測する。その上で、仏教の関与以前に迎えられた

霊がこういった性格のものであったかは明らかにはし得ないが、「家の祭祀の継承を重んじる柳田國男が説くような清められた祖霊とは異なり、よりプリミティブな存在であったと推測する。」⁽⁵⁾としている。両者とも、盆に迎え送りだされる霊が、柳田の言うようにシンプルな、ある意味「平和的」とでも言うべき祖霊だけではなさそうだとこの疑問を投げかけている。

このグランセオリーに最も批判的な論者のひとりである岩田重則は、高灯籠や柱松など、盆の迎え火や送り火といわれる儀礼は、祖霊以外の何らかの神を招来し、共同体に災厄をまき散らす種々の「聖霊」を鎮めているのではないかと推測している。⁽⁶⁾岩田は明確に、盆の精霊送りの諸行事に、悪霊鎮めの意味を見ようとしているのである。

植木の仮説はこうした論調に沿うものであるが、さらに一歩進めた点を評価したい。それは先述したように、招かれざる霊の範疇に、うまく祀らなければ祟る存在になりにかねない新仏をも含んで考えたことと、そうした霊を送ることは地域社会が対処すべき問題であると断じたところにある。これによって、これまで漠然と、民間への仏教流布（具体的には位牌や仏壇の導入）以前に存在したと想定されていた靈魂祭祀のうち、新仏を含む招かれざる死霊を送る行為は、地域共同体が全うすべき役割であるという視点が明確に準備されたわけである。

考えてみれば、盆の聖霊迎えは各家で行うのに対して、その送りの方は、各家でのそれに加えて、地域あげての行事となつて伝承されているところが圧倒的に多い。地域の行事となることで、内容も芸能化し、見て楽しい、参加して楽しい文化に仕上げられてきている。柱松行事や念仏踊等、精霊送りの行事や芸能が多彩で、数的にも迎えのそれを圧倒していることは頷けるところである。また芸能化までしなくとも、家毎に送り火を行うものの、その場所や時間帯がだいたい決まっているような場合がある。たとえば静岡県海浜部では、盆の送りは家毎におこなうものの、皆浜に集まって火をつける。⁽⁷⁾村人が多数寄つて浜辺で火をつけるわけだから、あたかも集団で送り火を行っているようにしか見えないし、こうした行為の背景には、招かれざる死霊は集団で送らねばならない、皆で送り出さないと恐ろしいという心性の標榜であるように思う。招かれざる霊をわざわざ招く必要はないのであって、招かなくても来る霊をどのように丁寧に送りするかというところに、儀礼という文化的装置が強く働いてきた。そう考えれば、こうした心性は、盆行事だけでなく、葬制や位牌祭祀などにも濃厚に見出すことができそうである。⁽⁸⁾

一 京都五山送り火行事の概要

以上のような問題視覚を前提にして、京都五山送り火行事を通して、京都という都市における盆の精霊送りについて考えてみたい。

京都五山送り火行事は、毎年八月一六日の夜、現在は五つの山（実際は妙法が二つの山に分かれるので六つの山）で点灯される精霊送りの火で、改めて記す必要のないほど有名な行事である。京都は、都心部の東方・北方・西方に山地が迫り、南方のみ開けた盆地である。東から西にかけての山地に灯る火を都部部から遠望できることから、京都五山送り火行事と総称しているものの、それぞれの送り火は山麓の村落における独立した行事でもある。すなわち、「大文字」は旧浄土寺村、「妙法」は旧松ヶ崎村、「船形」は旧西賀茂村の一部、「左大文字」は旧大北山村、「鳥居形」は嵯峨鳥居本地域で執行される盆の精霊送りの行事である。現在は、それぞれに保存会を組織しているが、組織的には各村の事情や点火方法に則してそれぞれに特徴がある。この点について、点火場所であり施設でもある火床をどういった組織で受け持つかという点にのみ簡単に触れると、

①大文字保存会（大文字）…火床数七五。会員は旧浄土寺村旧家五二戸で構成され、各家毎に火床の受け持ちが決まって

いる。

②松ヶ崎妙法保存会（妙法）…旧松ヶ崎村は大きく東と西の村組に分けられ、さらに西は堀、中、辻、西、河之の五つの近隣組織に分かれる。「妙」を点火する西は近隣組織ごとに、「法」を点火する東は家毎に火床が決められている。会員戸数七九戸、火床数は妙が一〇三、法が六三。

③船形万灯笼保存会（船）…旧西賀茂村の内、西方寺（浄土宗）の檀家地域（鎮守庵町・今原町・惣門町）の旧家（五五戸）の男性（分家を除く）によって保存会が構成される。この三か町の中で年齢階梯組織があり、若年からワカチュウ（若中）、チュウロウ（中老）、インキョ（隠居）となり、このうちの若中と中老が送り火行事を担当する。火床は七九。

④左大文字保存会（左大文字）…かつては旧大北山村の旧家で構成された。現在は会員数約六五名。火床は五三。

⑤鳥居形松明保存会（鳥居形）…かつては旧大北山村の旧家の若者組で構成された。現在は会員数約四五名。火床は一〇八。となる。

現在は、八月一六日の夜八時丁度に大文字が点火され、続いて同一〇分に妙法、一五分に船形と左大文字、そして二〇分に鳥居形と、空から見れば京都盆地を左回りに整然と点火される。

しかしながらこうした時間設定は、昭和三〇年代後半からのことで、それ以前は、だいたいの時間で点火されていた。先ほどから用いている「京都五山送り火行事」という名称は、民俗語彙ではなく、すこぶる行政的、特に観光行政的な名称である⁹⁾。しかしながら、本名称以外に大文字をはじめとする五山の送り火を総称する名称はなく、かつ後述するように、かつて存在した同様の送り火行事を包摂する用語もないので、便宜的ではあるが、同名称を民俗語彙、歴史用語的に使用して論を進めていきたい¹⁰⁾。

二 京都五山送り火行事の前身―万灯籠

京都五山送り火行事の成立については、他の民俗行事同様に明確な年代を与えることは難しい。同行事の現状から、その特徴をひとまず、①京都盆地の周囲の山沿いの各村においておこなわれる、②盆の精霊送りの行事で、③火で大きな文字や図を形作ることで、④遠望されることが織り込まれる、と規定しておく。

そうすると、②・④の双方を満たす、同行事の前身とされてきた万灯籠についての記録として、以下のものがあげられる。時代順に列挙してみる。(傍点筆者)

(1) 一、夜二罷出、所々ノマントウロウ見了、小輔・左衛門・掃部供也、

一、夜二位下山也、燈籠見物すべしとてさそわるるなり、罷り出る也

(『言国卿記』文明八年(一四七六)七月一日条)¹¹⁾

「所々ノマントウロウ」というのが具体的にどのようなことを指しているのかこの一文ではわからないが、この日、言国は供を連れてあちこちの万灯籠を見物した後、いったん帰宅し、誘われて再び燈籠見物に外出していることから、彼は「マントウロウ」と「燈籠」とは使い分けている。

燈籠というのは盃蘭盆用に作製されたつくりもので、山科家では七月一三日に外注していた燈籠が納入され、一四日に禁裏等へ進上している。禁裏(後土御門天皇)への進上用燈籠はうり模様、若宮(勝仁親王)へのそれには柳の枝の模様をあしらった。当時盆の燈籠は一四、一五日の両日の夜に灯された¹²⁾。

ちなみに、文明一〇年(一四七八)の同記録¹³⁾には、盆の記述が詳しい。それによれば、七月一三日の夕刻、言国は供を連れて山科家代々の墓参りを行い、その後後白河法皇の墓とイホ谷(墓か)に参詣して帰宅、夜に幼子の生御霊を祝っている。翌一四日には座敷に御影と位牌を並べ(他年の記述を考慮すればおそらく夕暮頃か)、翌日の霊供に備えている。翌一五日の内容

については、同記録の明応二年（一四九三）⁽¹⁴⁾に詳しい。それによれば、早朝、御影と位牌に霊供を行い、その前に箸を立て、水を手向けて、焼香を行っている。注目すべきことは、霊供の対象に、山科家の祖先の他に、後白河院と御花園院が入っていることである。

では、言国のいう「マントウロウ」とは具体的にどのようなことを指し示すのか。ほぼ同時期の『蔭涼軒日録』に記事が散見できる。

(2) 小宴あり、屋上に登り所々の萬燈をみる

（文明一八年（一四八六）七月一六日条）⁽¹⁵⁾

(3) 諸霊に向かい水を向け、屋上に上り四面の萬燈を観る

（文明一九年（一四八七）七月一七日条）⁽¹⁶⁾

(4) 佛殿施食これをはじめ、愚かにも帰るに及び弊平臥す、人をして諸霊に水を向けしめ、及んで薬を服し五臟六腑を吐却す、太頭痛あり、禮僧太多し、四山萬燈これを見ず

（長享二年（一四八八）七月一五日条）⁽¹⁷⁾

万灯の前につく、「所々の」「四面の」「四山」という表現、また屋上に上って見るといふ鑑賞の方法からも、万灯は周囲の山で灯される多くの灯を指し、遠望する対象となっていたことがわかる。ただこの山というのが、墓地か単なる山岳地を指しているのかは定かではない。ちょうどこの頃に、それまでの葬地

に加えて、洛外の寺院の中には境内墓地経営を進めていくところがあらわれる⁽¹⁸⁾。三方を山に囲まれた京都の地形上、洛外の地は丘陵地が多かったため、これだけの記述では、万灯が墓地区画の中で行われていたのか、そうではなく山岳地で行われたのかの判断はつかない。史料(4)では、おそらく仏殿での食事による中毒をおこしたのであろう、万灯を見ることができなかったことを悔やんでいることから、盆の慣例行事となってきたことがわかる。

ちなみに、送り火とするのは早計であるが、墓地に関係した万灯についてはすでに南北朝期に記録がある。中原師守の日記である『師守記』の貞治三年（一三六四）七月一四日条に、

「今日靈山万燈これを略さる、不具によりて、近年しかるごとし」とある。この日、師守は、両親や祖父の墓に詣り、水をた

むけた後、墓守法師に酒代を与えて帰宅している。また貞治六年の同じく七月一四日条に、「今夜靈山万燒これを略さる、不具によりて也、近年しかるごとし」と⁽²⁰⁾、ほぼ同じ文言がみられる。この場合の靈山というのは地名である。ここで万燒というのは、七月一四日の夜に墓地にて焚かれる火のことを指しているようで、おそらくは師守家の場合、墓守法師がその任にあっていたのが、彼の具合が悪く、近年は行われなことを若干不満気書き記している。

さらに、ほぼ一世紀後の記録として、

(5) 今夜、四方山々、万灯、炬見物

〔兼見卿記〕天正八年（一五八〇）七月一六日条⁽²¹⁾

(6) 暮に及び、万灯、爐之を見る、諸山にこれあり

〔兼見卿記〕天正一二年（一五八四）七月一六日条⁽²²⁾

(7) 晩に及び冷泉亭へ行く、山々、焼灯、見物に東河原へ出おわんぬ

〔慶長日件録〕慶長八年（一六〇三）七月一六日条⁽²³⁾

〔慶長日件録〕慶長九年（一六〇四）七月一六日条⁽²⁴⁾

(8) 夜に入り山科、冷泉に同心せしめ、万灯籠見物二東河原出

おわんぬ、歸路山科亭へ立寄圍碁

〔慶長日件録〕慶長九年（一六〇四）七月一六日条⁽²⁴⁾

ここに至って、高所である山において万灯が催されることがよりはつきりする記述になる。特に舟橋秀賢〔慶長日件録〕の著者）は、万灯籠ともいうが、「山々焼灯」というこれまでとは違った表現を使っている。また友人である冷泉と山科を誘って、冷泉邸の東の河原、すなわち鴨川の河川敷に見物するというのであるから、少し見上げる感じでの万灯籠見物をしていると推測できる。

以上、一五世紀の中頃より、京都のあちらこちらで、七月一六日を中心とした夜間に万灯籠が行われるようになってきたことがわかる。そして行われる場所は高所であり、当時の立地から

してそこはおそらくは近隣農村の葬地に近い場所であったと推測される。またその担い手は、記述の少なさからして一般庶民であったと考えられる。

三 送り火行事の成立

さて、京都五山送り火行事の最も特徴的なところは、先の③点目、「火で大きな文字や図を形作ること」である。この点に関する記述は、さらに時代が下がって、江戸期の地誌類によるところまで待たねばならない。京都では一七世紀半ば頃から、私撰の地誌類が相次いで刊行される。そのうち、刊行時期の早いもの、あるいは記述内容からして独自の調査等に基づくと考えられるものからいくつか取り出してみる

まず儒者である山本泰順による『洛陽名所集』（万治元年（一六五八）刊）が最も早い記述となる。「如意寶山」としての説明のところで、同山を日本ノ五岳のひとつとしたうえで、

(9) そのかみより七月十六日の夜、四方の山に松明にて妙法大の三字、或いは船のなりなどをつくる事也、すなわち、大の字は青蓮院御門主の御筆なりとぞきこえき、年々のことながら、みる人道つたふことなり⁽²⁵⁾

とある。大、妙法、船の三つが記録上は同時に表れる。またす

で見物人で道があふれている様が記されている。

続いて、中川喜雲の『案内者』（寛文二年（一六六二）刊）では、「山々の送り火」という独立の項がたてられ、点火方法までの詳細な記載に及んでいる。

(10) 山々の送り火 但雨ふればのぶるなり、萬治三年庚子七月十六日雨天ゆえ、東山の大もんじその外十七日にこれあり、松ヶ崎には妙法の二字を火にともす、やまに妙法といふ筆畫に杭をうち、松明を結つけて火をともしたるものなり、

きた山には帆かけぶね、浄土寺に大文字みなかくのごとし、大文字は三藐院殿の筆畫にて、きり石をたてたりといふ、筆勢ゆるやかにみゆ、一もんじの長さ三丈ばかりもやあるらん、なによりおもしろきは京の上下、手ごとに麻木のたいまつを數十本づつもちて、ひがしがわら上は今出川口、下は三條川原まで、さしにも廣き川原に盈ふさがり、東のたいまつに火付、聖靈のをくり火をともし、一二丈づつそらになげあぐる、數百千の火を手ごとにあぐれば、瀬田のほたる見のおもかげあり、月出る比になれば、川ばたに並居て、さけのみ歌うたふもけしからずや⁽²⁶⁾

とある。特に興味深いのは、京の上下が、麻木（葎殼）の松明を手に持ち、鴨川の河川敷に集まり、今出川から三条あたりまで（約2キロメートル）の間、送り火に合わせて、手持ちの松

明に火を付けて、空に投げあげるといっているのである。ここで言う京の上下というのは、身分の上下か、上京・下京の住人のことで、どちらにしても京都の都心に住まう人を指している。また、現在は午後八時に点火されるが、この頃は日没後すぐに点火されたようであり（『日次紀事』）、その後、おそらく送り火のクライマックスが過ぎたあたりで、十六夜の月がゆらゆらと昇り出すの待ち、その月明かりの下、川べりでの酒宴を楽しむ人もいたのである。



図1 鴨川で大文字を見る人々（『花洛名勝図会』元治元年（1864）刊）

現在の丸太町あたりの鴨川で観覧する様子。画面左下に、各自の精霊送りをする人の姿がみえる。

いまひとつ、延宝四年（一六七六）年刊行の『日次紀事』七

月一六日の大文字の項をみておく。

(11) 今夜東山浄土寺山上薪をもつて大の字を點ず、此の字畫凡筆の及ぶところに非ず也、伝え言、室町家繁栄の日、遠望のためにこれを點ぜしむ、ゆえに、一條通を當面とし、これによつて相国寺横川景三の筆するところという也、また弘法大師の畫するところという也、斯節是に近し、凡そ此月六日より薪木を伐りて、點火に至る、其の事に預かる者数十家あり、今日申の刻、伐り乾すところの薪木を擔ひ、互に火を携へ山上に登る、凡そ大文字の一畫、長さ百五十間餘、其中間五尺許を隔て薪木一堆を積む、數四百八十餘所各々薪を積み、後終て日没するを待て、同時に火を點ず、是また洛陽の壯觀也、此外北山松カ崎妙法の二字あるいは船の形を點ず、處々山岳並に原野諸人集り競ひ、枯麻條並に櫛の枝、破子公卿臺を焼く、是を聖靈の送り火と謂う、又施火と稱す⁽²⁷⁾

とある。『日次紀事』は、著者の黒川道祐自らが歩いて著述したとしか考えようのない記述が多く、同時代の京都の文化を知るには信用性の高い地誌である。点火の状況が詳しく述べられるとともに、やはりここでも、いろんな場所に人が集い、送り火とともに、盆棚のしつらえであった破子や公卿台を一緒に焼い

ている。⁽²⁸⁾

『案内者』には、鴨川の河原での見物が描かれるが、後の絵画資料などをみても、ほぼすべてが鴨川での観覧の様子を描いている。そのためか鴨川での観覧⇨大文字見物という固定観念があるが、現在でも鴨川河川敷からは、大文字・妙法・船形の三つはよく見える。のであって、鴨川河川敷という都市民各自の聖霊送りの場と、これら三山の送り火とは関係が深かった。

なお、他の山についての記録は少し遅れる。左大文字については、延宝二年（一六七四）刊の『山城四季物語』卷四に、「松ヶ崎・舟岡・北山」とでてくるが、この舟岡が記述違いで、左大文字を指しているのではないかと思う。また鳥居形についてはさらに時代が下がり、享保二年（一七一七）刊の『諸国年中行事』に、他の山と一緒に記される。

(12) 聖靈の送火、西のこく、雨天なる時は翌日なり、大の字浄土寺村の上如意ヶ嶽、妙法の字松ヶ崎村、いの字市原、釣舟西賀茂、鳥井西山、一の字鳴瀧の邊、此外諸方の山に火をともしなり⁽³⁰⁾

「鳥井西山」が現在の鳥居形で、「いの字市原」「一の字鳴瀧の邊」といった、すでにおこなわれなくなった送り火も記されている。これら三者は、当時の低層建築ばかりの京都であったとしても、都心部から遠距離過ぎて見えにくい灯であったであ

ろう。

以上、大、妙法、船については、遅くとも一七世紀の中頃には成立し、成立時期にはすでに、都市民の観賞対象としての性格を有していたことが知れる。これらすべてが万灯籠の延長線上にあることは間違いなく、観賞対象となり得る条件のところが変わり、見せる聖霊送りとなつていったと考えられる。たとえばまだこの時期、鹿苑寺金閣においても万灯籠があつたが、おそらくはそれ以外の各所でも行われていたと思われる。

ただ単に見るものではなかつたことは、これらの送り火にあわせて、鴨川の河原で、各自が盆棚のしつらえなどを焼いたり手松明をあげたりしていることからわかる。山上で点火する村人達も、鴨川に飛び交うあまたの火は見えただけである。市中の群衆に見守られているという意識は、村人達もひしひしと感じていたことは想像に難くない。こうした慣行は、江戸期を通じてのものであつた。(図1)

四 送り火行事の二面性

ここまで近世期までの、都市民の目線による京都五山送り火行事を追ってきたが、この行事の主体は現在に至るまで、あくまでも各村における行事であることは間違いない。しかしなが

ら行事の発生期においてすでに「見られる」こと、それも自らの共同体成員ではなく、不特定多数の人々に「見られる」ことを意識した行事でもあつた。京都五山送り火行事はそれぞれの共同体内部に対する意味と、外部に対してのそれを常に意識して運営されてきたという意味において、特異な村落行事であるといえる。

しかしながら、この二面性も、各村の環境によつて重心のかけ方に違いがある。それは現行の民俗事例を例にとれば、一般市民に対して護摩木を奉納してもらうか否かといった事象にも表れるが、ここでは五山の中でもっとも「見られる」ことを意識してきた(意識せざるを得なかつた)といえる大文字に絞つてみる。

「見られる」といっても、夜の空に浮かぶ火の字であるので、その字形や点火の仕方に興味が集中した。江戸時代の地誌類には「大」の字の由来が記される。(表1) 誰の筆になるのか、その筆画をなぜ「大」の字なのかは現在でも話題になるところなのだが、大文字送り火が確実にはじまつたことが確認できる時点において、すでに「大」の字の筆跡については伝説化していた。なかには弘法大師の法力によるなどという話も伝わる。弘法大師が送り火をはじめたというのではなく、大師が祈禱をして山肌に刻んだ「大」の字画の痕に従つて火をつけているとい

うものである。(『雍州府志』)

こうした伝説は、当時においてすでに火種である薪に呪力を認めるようになっていた事実とも呼応する。たとえば、貞享三年(一六八六)刊の『雍州府志』には、

(13) 毎年七月六日、村人各々山上に登り、松を伐る、これを割

きて、同じく十六日に至りて、各々の門外に曬す、もし、誤りて、この薪木をもって他事に用ゆるときは、その一家、あるいは痢を患ひ、疫を苦しむ、思ふに、かくの如きの靈験にあらずんば、すなはち、八百年來、あに不退転に及ばんや⁽³³⁾

とあり、薪に関する禁忌と、それを破った際の祟りが記される⁽³⁴⁾。

また、『譚海』(寛政七年(一七九五)跋)には、「十六日夕より山下の民たきぎをになひて山にのほり、文字の鑿たる山穴へ薪を埋め、油松明を投げ込にげ帰る事也、踟躕すれば、うはばみ出ると云傳へて、いそにげ帰る事也⁽³⁵⁾」という話が掲載される。他に、『羈旅漫録』(享和三年(一八〇三)刊)には、「火を点ずればみなあらそふて山を下る、もし久しく山にあるものはかならず病むといふ、陰鬼のおのづから集るにや⁽³⁶⁾」という。『譚海』の著者は津村正恭、『羈旅漫録』は滝沢馬琴と兩人とも江戸の人であり、かつ書籍の性格上多少粉飾はあるかもしれないが、

それにしても大文字送り火の火種や火の形に対する神聖視は、かなり早い段階で浸透していたといえる。

ちなみに、大文字の字画の大きさについても、すでに『雍州府志』(一六八六年)には、「横の一畫長さ四十間、左點の一畫長さ八十間、右點のいくわく長さ六十八間なり」とあるので、一七世紀後半にはほぼ現在と同じ大きさとなつて⁽³⁷⁾いる。それ以前の記録として大きさが記されるのは、『案内者』(一六六二年)「一もんじの長さ三丈ばかりもあるやらん」、また『山城四季物語』(一六七三年)「方十丈」で、これをそのまま信じるなら、大文字は一七世紀の後半にほぼ現在と同様の字形に至つたといえるだろう。

表1 大文字の字形の由来

刊行年	書名	創始
1658	『洛陽名所集』	青蓮院門跡の筆(字形)
1662	『案内者』	近衛信尹の筆(字形)
1673	『山城四季物語』	弘法大師の加持
1676	『日次紀事』	弘法大師と横川和尚の筆の2説紹介
1677	『出来齋京土産』	青蓮院門跡の筆(字形)
1684	『菟芸泥赴』	横川和尚の筆(字形)
1686	『雍州府志』	弘法大師
1711	『山州名跡志』	足利義政の発起、横川和尚と芳賀掃部の作
1754	『山城名跡巡行志』	足利義持・横川和尚・芳賀掃部
1780	『都名所図会』	弘法大師/足利義政

こうした火に対する神聖視については、さらに寺院の関与という形で、具体的な儀礼等として整備されていたと考えられる。五山の中で、山上に宗敎施設があるのは大文字だけである。カナヲ（大の字形の中心点のこと）に祀られる大師堂がそれであるが、これがいつ頃建ったかは定かではないが、現在の祠が初代だとすれば、建て方等からみても江戸期まで遡るものではない。現行では、午後七時にこの大師堂に灯明がともされ、浄土院の住職と保存会員によって般若心経が唱えられ、灯明の火をカナヲにある親火床に移し点火することになる。

このような儀礼化と寺院との関係については、大文字や妙法、船形といったところは、その関係性の歴史が長く現段階ではうまく解きほぐせない。左大文字や鳥居形については、近代、特に昭和に入ってから寺院や講組織との協業について、和崎春日が詳細に検討している⁽³⁸⁾のでそれに委ねるとして、ここでは、かつて「い」の字の送り火を行っていた市原（現京都市左京区）の盆踊りを紹介しておく。

⁽³⁹⁾ 市原の盆踊りのひとつに、ハモハ踊りと称される踊りがある。（ハモハは南無阿弥陀仏の訛りと伝えられる）この踊りは、明治末頃まで続けられてきた「い」の字の送り火の後に、前年の送り火以降に亡者を出した家、すなわち新仏を抱える家の女性達が、帯に新仏の位牌（位牌というが水塔婆で、且那寺の住

職が作る）を挿して踊りをかけるのである。「い」の字の送り火は、京都市中から見えにくくなったという理由で取り止めたとなつたと伝えられる。当時送り火を行ったのは、新仏を抱える家の男性たちが協力したといわれ、全戸で五〇戸ほどの村落であるから相当な負担であつたらう。

かつては八月一日から一六日までの三日間盆踊りがあつたが、ハモハ踊りは一六日のみ踊つた。新仏を抱える家のなかで、最年長で亡くなった方の家をヤド（宿）とした。送り火が終わる頃に、村人が宿に集まり数珠くりが行われる。その後、宿の前庭にてハモハ踊りを踊つたのである。宿で踊られるのはハモハ踊りのみで、そのほかの盆踊りはかつては村内の道々で踊つた（現在は、数珠くりは寺で、踊りは公民館前の広場（駐車場）で踊られる）。踊りの服装は、女性が浴衣姿、三巾前垂、たすき、手拭の被り物。男性は、浴衣、ねじり鉢巻で、男女とも団扇を持つ。位牌は帯の後ろに挿して踊るのである。踊りは輪踊りで、踊り疲れて輪から抜ける時には、位牌を別の人に渡す。

このように、送り火にあわせて、この一年間に亡くなった方を位牌に象徴させて皆で供養したのである。現在はおこなわれないが、大文字は送り火の後山麓にて盆踊りがあつた。妙法は現在湧泉寺において題目踊りが、船形万灯笼では西方寺境内において六斎念仏踊りが演じられる。こうした念仏系の踊りの背

景には、当然寺院の関与があった。現在、妙法、船形万灯笼双方の保存会会員は、点火の後、消火の初め頃までは山上にいるものの、完全な消火は消防署員や消防団員に任せてすぐに下山する。というのも、踊りに参加せねばならないからである。先の『譚海』や『羈旅漫録』の言説も、そうした村内事情を合理化した説明が風説となっただけなのかもしれない。

五 まとめにかえて

一五世紀中頃より、七月一六日を中心とした夜間に、おそらく祖霊を含む諸霊を送るという意味付けを背景に、皆が寄って火を付ける万灯笼の習俗が盛んとなっていた。それが一六世紀後半から一七世紀にかけての京都が都市的な繁栄を迎える時期に、送り火行事へ転化していった。近郊農村から都心部へ出かけて、踊りをかけたりすることなどは、室町後期より記録に残されている。⁽⁴⁾江戸時代に入っても、たとえば六斎念仏のように、近郊の農村の青年たちが、盆の時期に商家を回って棚経を行ってきた。近郊農村と都市部との歳時を通じた交流は盛んであった。

五山の送り火行事も、そういった都鄙間交流のひとつではあったが、はじめの問題視角に戻れば、都市住人達は自らにふ

りかかる招かれざる霊をどう処理したのだろうかという疑問が生じる。不思議なことに、京都の都心部には、室町後期に盆の期間中に囃子をかけた記録があるにもかかわらず、江戸中期以降、盆踊りが全くと言ってよいほど伝承されなくなる。周辺農村には色濃く残るのであるが市中にはないのである。⁽⁴⁾そうしたことから、京都市中の人々の盆の精霊送りは、個人単位で行うと同時に、五山送り火行事に託されてきたのではなからうか。そう考えるのも、京都の都市部では、祭礼の執行ひとつをとってみても、自分達の祭礼の役割をそれぞれの専門に請け負わせる作法が発達している。精霊送りの請け負いということはないが、精神的に五山送り火行事に託しているところは否めないのではなからうか。それは都市的な民俗の有り様でもあると思う。京都の町家には、中規模程度の町家であれば、屋根上に火の見と称される踊り場を設けていた。なかには十畳敷き程の広さのものもあったというが、それは火事の際の物見であると同時に、大文字五山送り火を知人や親戚と遠望する席でもあったのである。

この点については、下京の祇園祭と上京の御霊祭、あるいは地蔵盆（地藏祭）との関連の中で、さらに検討を加える必要がある。

最後に、御所の西に住まう生粋の京都市人が、筆者に語った言

葉で締めくくりたい。

最近はいろいろ言われますけど、京都のこの辺りの者にとつては、大文字は観光行事なんものではありません。一六日の朝には、仏壇まわりの供え物などは全部なくなって寂しくなって、オシヨライサン（お精霊さん）ももう帰って行かかったという感を強くしたものです。その夜に、大文字をみながら、手を合わせてお精霊さんを送り出すというのは、我が家の年中行事でした。

註

- (1) 京都五山送り火は、大文字、妙法、船、左大文字、鳥居形の五つの送り火行事の総称として、二〇一一年より用いられるようになった。
- (2) 植木行宣『風流踊とその展開』岩田書院 二〇一〇年 四〇―四一頁
- (3) 植木前掲書のあとがき
- (4) 伊藤唯真「盆棚と無縁棚」(大島建彦編『年中行事』(講座日本の民俗六) 有精堂 一九七八年)
- (5) 喜多村理子「盆に迎える霊についての再検討―先祖を祀る場所を通して―」(『日本民俗学』一五七・一五八号 一九八五年)
- (6) 岩田重則『墓の民俗学』吉川弘文館 二〇〇三年
- (7) 岩田重則『「お墓」の誕生―死者祭祀の民俗誌―』岩波新書(二〇五四) 岩波書店 二〇〇六年
- (8) たとえば、分牌祭祀については、どちらかというとな系的な位牌祭祀に対するアンチテーゼ、すなわち日本の系譜観念における双系的な特徴を強調することに精力がはらわれてきたように思える。それはそれで民俗学の理論化に資するところが大きかったが、新仏を祀り上げるための関係者による精神的な負担分担という意識もあつたのではなからうか。またそれは仏教というか寺院の影響力が比較的低い地域において、現出しやすい民俗ではなかつたか。
- (9) 五山の送り火行事は、「大文字送り火」「松ヶ崎妙法送り火」「船形万燈籠送り火」「左大文字送り火」「鳥居形松明送り火」とそれぞれ単独で無形民俗文化財の風俗・慣習として、一九八三年に京都市の無形民俗文化財に登録されている。
- (10) 「京都五山送り火行事」(二〇一一年改称)の前は、「大文字五山送り火行事」と称され、五つの保存会により同名の連合会(大文字五山送り火連合会)が組織されていた。連合会組織は、昭和三〇年代後半に組織化される。その契機となったのが、一九六三年に大雨による点火中止騒ぎであった。すなわち大雨により一日延期を余儀なくされたのであるが、観光業者や観光客からの批判を浴び、保存会会員のなかで行事執行に対する虚無感が広がったという。翌年より京都市が入って、行事執行の補助金の受け皿として連合会を組織した。(阿尾房吉(大文字五山保存会連合会会長)「大文字五山送り火の護持について」(財団法人京都市文化観光資源保護財団会報第3号 一九七二年)
- (11) 『言国卿記』二(『史料纂集』一九七五年)
- (12) 盆の期間における燈籠については、室町期より公家社会の中で贈答に用いられ、また展観されて、その造作を競うことも行われた。一方で、民間での灯籠についての記述は鎌倉初期に遡

る。すなわち、『明月記』寛喜二年（一二三〇）七月一四日条に、「近年民家今夜立長竿、其鋒付如灯楼（張紙）、拳灯、遠近有之、逐年其数多、似流星、人魂、」（明月記研究会編『明月記研究』六号 二〇〇一年所収の翻刻文）とあり、近年民家において、七月一四日の夜に長竿をたてて、その先に紙を張った灯籠に火をつけて掲げる。それが流星か人魂のようで、近年その数を増しているというのである。これはいわゆる高灯籠のよう
に思える。

- (13) 『言国卿記』三（『史料纂集』一九七五年）
- (14) 『言国卿記』四（『史料纂集』一九七七年）
- (15) 『蔭涼軒日録』（『増補續史料大成』二二卷 臨川書店 一九七八年）
- (16) 同右
- (17) 『蔭涼軒日録』（『増補續史料大成』二三卷 臨川書店 一九七八年）
- (18) 高田陽介「境内墓地の経営と触穢思想―中世末期の京都に見る―」（『日本歴史』四五六号 一九八六年）
- (19) 『師守記』七（『史料纂集』一九七三年）
- (20) 『師守記』一〇（『史料纂集』一九七六年）
- (21) 『兼見卿記』一（『史料纂集』一九七一年）
- (22) 『兼見卿記』二（『史料纂集』一九七六年）
- (23) 『慶長日件録』（『史料纂集』一九八三年）
- (24) 同右
- (25) 『洛陽名所集』（『新修京都叢書』一一卷 臨川書店 一九七四年）
- (26) 『案内者』（『民間風俗年牛行事』国書刊行会 一九一六年）
- (27) 『日次紀事』大阪女子大学近世文学研究会編 前田書店

一九八二年

- (28) 『日次紀事』七月一四日の項に、一六日まで家に棚を設け、位牌を安置するとある。（その前に）飯器を公卿臺、破子やかむなかけ（ヘギのこと）に載せ、茶菓香菓を供してまつるとある。
- (29) 『山城四季物語』（『民間風俗年牛行事』国書刊行会 一九一六年）
- (30) 『諸国年中行事』（『民間風俗年牛行事』国書刊行会 一九一六年）
- (31) 『隔糞記』万治三年（一六六〇）七月二六日条には、「当山の万灯籠、今夜雨天、成るまじき由三丞申す」とある。（赤松俊秀編『隔糞記』第四 鹿苑寺 一九六一年）
- (32) この点については、すでに和崎春日が、現状の同行事の人類的分析を通じて、「閉じる都市民俗と、開く都市民俗」という表現を用いて、この二面性の共時的分析を行っている。（和崎春日『大文字の都市人類学的研究』刀水書房 一九九六年）
- (33) 『訓詁雍州府志』立川美彦編 臨川書店 一九九七年
- (34) 現在、一六日の送り火の後、もう火が消えてすぐの午後一時頃には、消し炭を取りに登山する人の姿がちらほらある。消し炭は半紙に包んで水引をかけ、玄闕先に吊ったりして魔除けとする。また最近では、消し炭を服用して病除けのまじないとしたりすることもあるようである。こうした習俗がいつ流布していったのかは定かでないが、すでにアジア太平洋戦争前にはあった。田中緑紅が昭和三年（一九二八）に、ラジオ放送で大文字を紹介した記録には、「燃え残りの消炭は厄病除けとか、中風のまじないとか、痔の呪とか云はれまして、これを取りに行く人は、まだ火が消えない先きから燃え残りの炭を拾います。（中略）お盆（食事用具）に水又はお酒を入れまして、これを斜

めにして見ますと、大文字の火がお盆の中へ写ります。写ったのを見た人はその水なり酒なりを飲みますと中風にかからないと云っております。また此日大文字ソバとして麵類を食べます。総て悪病除のおまじないとされております。」とある。(田中緑紅『京の送り火 大文字』(緑紅叢書四)京を語る会 一九五七年)

(35) 『譚海』(『日本庶民生活史料集成 第八巻 見聞記』三一書房 一九六九年)

(36) 『鞍旅漫録』(日本随筆大成編輯部『日本随筆大成』(第一期 1) 吉川弘文館 一九七五年)

(37) 現在の字画は、第一画目が八〇、第二画目が一六〇、第三画目が二二〇メートルである。

(38) 和崎前掲書

(39) 二〇〇八年に「市原の盆踊」として、国の「記録等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択された

(40) たとえば、『言継卿記』永祿一〇年(二五六七)七月二十四日には、「粟田口之風流吉田へ罷向之由風聞之間、暮々吉田へ罷向、大燈呂廿計有之、二間方大略有之、前代未聞驚目事也、京邊土之群衆也、四踊有之、次一乗寺之念佛踊有之、女房百人、男百四五十人有之、念佛殊勝、難延筆舌者也」というように、「京邊土之群衆」が、大燈籠の風流を出仕している。また一乗寺村の念仏踊りが男女合わせて二五〇名ほどの人数で押し出してきている。

(41) 大正期前後に都心部で消えてしまった行事に、八月の初旬の夕刻、子供たちが列を作つて、笛、太鼓、拍子木で囃しながら合唱して付近の町を歩き回るヨイサッサという行事があった。これは江戸時代前期にもみられるが、明らかに盆踊りとは違う。

(内田忠喜・村上忠喜・鶴飼正樹『日本の民俗』(10) 都市の民俗』吉川弘文館 二〇〇九年)

(42) 御霊祭は、明治九年に五月一日を神幸祭、同一八日を還幸祭とするまでは、七月一八日が御輿迎であった。すなわち盆に引き続いて、御霊の祭祀が行われたわけである。

(ムラカミ タダヨシ 嘱託研究員)